

日行連発第1411号
令和5年1月10日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い等について（周知）

今般、国土交通省より、特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

また、これに伴い、「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」を一部改正したとの連絡がございました。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【別添】

- ・特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて（国交省通達一式）
- ・「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」の一部改正について（国交省通達一式）

【参考】

- ・検査標章のお知らせ

以上